

福岡県公報

令和七年十一月二十八日
第六百五十号
増刊①

目次

規則(第四十九号)

○福岡県財務規則の一部を改正する規則

(会計管理局会計課) 一

規則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十一月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十九号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する

別表三警察本部教養課の項を削る。

附則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。